

日本音響学会誌 投稿の手引き

一般社団法人 日本音響学会 編集委員会

この手引きは投稿時に必要な手続きを確認し、投稿・査読処理を円滑にするためのものです。論文・技術報告・研究速報・総説・寄書の中から該当する項目を確認した上で左側□内に✓を付けて、投稿前に各自で確認して下さい。なお、この手引きは、日本音響学会のホームページ「投稿関連文書」<https://acoustics.jp/journal/kitei/> から取得できます。

要旨（研究速報，寄書では不要）

- 表題・著者名・所属を頭書きしてある。
- 300 字以内で書かれている。
- 本文の図表は引用していない。

英文アブストラクト（寄書では不要）

- 表題・著者名・所属を頭書きしてある。
- 語数は、200 語以内、研究速報は 150 語以内で書かれている。

本文

以下の項目が本文に記載されている。

- a. 原稿の種類（論文・技術報告・研究速報・総説・寄書等）。
 - b. 題名 和文（50 字以内で執筆されていること）とその英訳。略語は使用しない。
 - c. 著者名 複数人の場合、各々の和文と英文（full name）。投稿後の変更は認めない。
 - d. 所属 複数人の場合、各々の和文。
 - e. キーワード 論文，技術報告，研究速報，寄書には，和文とその英訳に関して 5 個程度。
 - f. 連絡先 論文の脚注に掲載する連絡先として住所か e-mail アドレスを選択。
- 文章は横書き，「である」体を用いている。（「用字用語の基準」を参照）。
 - 専門用語や固有名詞以外は，常用漢字の範囲で書いてある。
 - 数字はアラビア数字を用いている。
 - 学術用語は，学術用語集，JIS「音響用語」，本学会編「音響用語辞典」等に基づいている。
 - 学会ホームページより LaTeX 版又は MS-Word 版のテンプレートをダウンロードして用いている。
 - 本文には 1 ページからの通しページ番号を，それぞれのページの下部に記入してある。
 - 章の表題に通し番号をつけてある（例えば，1. まえがき）。
 - 脚注は用いていない。
 - 諸記号の字体に注意している。特に数学的演算記号・単位記号・化学記号の字体は立体を用いている（例えば， $\sin(2\omega t)$ でなく $\sin(2\omega t) \cdot \text{kHz}$ でなく kHz）。（「量の記述と単位の基準」を参照）。
 - 参考文献は，投稿規定の表記法に従って記述してある。
 - 原稿は PDF ファイルに変換してある。提出する PDF ファイルに，フォントを埋め込んである。

図・写真・表

- 図・写真に関しては，図-1，図-2 のように通し番号を付けて本文で引用している。
- 表については，表-1，表-2 のように通し番号を付けて本文で引用している。
- 図・写真・表の説明文は，和文または英文で記載してある。
- 原稿は投稿規定に示された規定ページ数以内である。
.....
- 投稿時の内容物として**構成要素**を下記の順番で 1 部ごとに揃えてある。
- 1. **本文**
- 2. **要旨**（研究速報，寄書では不要）
- 3. **英文アブストラクト**（寄書では不要）
- 4. **図・写真説明文**（LaTeX を用いずに編集した場合）

- 5. 図・写真・表
 - 6. 査読結果・校正の送付先住所氏名、郵便番号・Tel・Fax・e-mail
 - 7. 研究会発表等の内容を研究速報に投稿する場合、別刷りが添付されている。
-
- 筆頭著者は、投稿時に本学会員である（連名者も会員であることが望ましい）。
 - 以前投稿時掲載不適当又は取り下げの修正再投稿の場合、前回論文番号を備考欄に記入可。
 - 本投稿原稿の内容は、他学会誌も含め既発表あるいは投稿中ではない。
 - 本論文の投稿にあたり、次の査読の判定項目を承知している（詳細は投稿規定付録「査読の基準」を参照）。
 - 〈分野性〉 音響学及びその応用分野に関係するものであること。なお、分野はできるだけ広く解釈する。
 - 〈新規性〉 内容が公知・既発表でないこと。ただし、既知の要素の組み合わせにより、新たな視点や機能等が認められる場合は、新規性を認める。
 - 〈有効性〉 内容が産業や学術の発展に何等かの意味で役立つものであること。
 - 〈了解性〉 論旨が関連分野の会員に十分理解できるように、簡潔・明瞭に記述されていること。ただし、著しい厳密性・完璧さ・格調の高さ等は必ずしも必要としない。
 - 〈信頼性〉 論旨に矛盾がなく、結論等を信頼する上で明確な根拠が示されていること。
 - 〈体裁〉 投稿規定に従って原稿が構成され、記述されていること。
 - 本論文の投稿にあたり、著作権が他にある著作物の投稿の禁止及び二重投稿の禁止等に関する以下の条件を満たしている。
 1. 著作権が他にある著作物の投稿の禁止
 - (1) 他の著者により著された著作物の内容と同一あるいは極めて類似した内容を投稿してはならない。
 - (2) 他者が著作権を保有する著作物に掲載された図表等の素材を、著作権者に無断で使用してはならない。
 - (3) 投稿者自身が著者であっても著作権が他者にある場合には、著作権者の了解なしにその内容を投稿してはならない。
 2. 二重投稿の禁止
 - (1) 既に本学会和文誌・AST誌あるいは他学会誌に査読を経て掲載された、あるいは投稿中の同一著者あるいはその一部の著者により著された著作物の内容と同一、あるいは極めて類似した内容を含む著作物を投稿してはならない。なお、本項及び以下の項において「掲載」とは冊子等の紙媒体による方法だけでなく、インターネット等を用いた電子的な方法によるものも含む。
 - (2) 投稿物と同一著者あるいはその一部の著者により著された著作物の内容と同一、あるいは極めて類似した内容であっても、下記の媒体に掲載された場合には、「1.」に記載した問題が生じていないこと、適切な引用を行うことを条件として、二重投稿とはみなさない。
 - ① 音響学会あるいはその他の学会等が主催する研究発表会、研究会、セミナーならびに国際会議等の概要集
 - ② 特許公報
 - ③ 大学の卒業論文、修士論文、博士論文
 - ④ 大学あるいは企業の技術報告
 - ⑤ 各種研究費の成果報告
 - ⑥ プレプリント。ただし当面の間、原則 arXiv と Jxiv のみを認める。
 - ⑦ その他、上記と同類と判断できる媒体
 - (3) 上記の規程に従うかどうかかが明確に決められない場合については、編集委員会で検討することとする。

以上